

〔研究ノート〕

中小企業の会計基準について

榊 岡 源一郎
渡 邊 圭

1. はじめに

我が国の経済を担っている民間企業の実に99%にも昇る中小企業に係る会計が、これまで必ずしも明確ではなかったことから、中小企業庁において「中小企業の会計に関する研究会」が組織され検討がなされた結果、平成14年6月にその報告書が発表されるとともに同報告書の中で、中小企業にとって望ましい会計のあり方を明らかにした我が国初となる中小企業の会計基準と言って過言でない「中小企業の会計」が公表された（中小企業庁「中小企業の会計に関する研究会報告書」）。

その後、同年12月には日本税理士会連合会が「中小会社会計基準」をまた平成15年6月には日本公認会計士協会が「中小会社の会計のあり方に関する研究報告」を公表するなどしたため、これら3報告を統合するものとして、日本税理士連合会・日本公認会計士協会・日本商工会議所・企業会計基準委員会を中心に中小企業庁がオブザーバーとして参加した検討委員会によって作成された「中小企業の会計に関する指針」（以下、中小指針という。）が平成17年8月に公表され、さらにその後、中小企業庁と金融庁の共同による「中小企業の会計に関する検討会」を経て、平成24年2月に、中小企業の実態に即すべく、「一定の水準を保ったもの」とされている中小指針に比べて簡便な会計処理のあり方を取り纏めた「中小企業の会計に関する基本要領」（以下、基本要領という。）を公表し、現在この2つが中小企業全体に係る会計基準となっている。

中小企業庁によれば、「中小指針」は会計参与設置会社（ここでいう会計参与とは、経営者と共同名義で会社の決算書類等を作成する専門家のことであり、公認会計士や税理士にこの資格が認められている。）が計算書類等を作成する際に利用し、「基本要領」は、「中小指針」と比べて簡便な会計処理をすることが適当と考えられる中小企業を主な対象としているのが特徴である。

このような中小企業の会計基準を検討しようとしたのには、我が国経済の構造的変化や中小企業を巡る金融環境の大きな変化がその背景にあると考えられる。我が国では少子高齢化、大企業の海外進出というグローバル化、景気の不透明感等の事象から、企業が継続してゆくためには競争に勝ち抜くノウハウを持ち合わせる必要があり、特に中小企業は経営力の強化を求められたのである。

この経営力、すなわち企業成果たる収益力の測定こそ中小企業のための会計が中心課題とするところである。

中小企業のための会計の基本思考は期間損益計算であり、昭和24年に当時の大蔵省企業

会計審議会によって公表され、昭和57年に最終改訂された「企業会計原則」の会計思考を受け継ぐものであると考えられる。この基本思考である「適正な期間損益計算」を行うためには、資本と利益の区分が重要であるが、「基本要領」はこの区分を具体的に示しておらず、他の会計慣行に委ねる形になっている。

そこで、本稿では2つの基準のうち「基本要領」を中心として、その基本概念、特に企業会計原則で示されている一般原則に該当する部分について整理する。そこから、株主資本を中心として、中小企業にとっての資本取引と損益取引の区別を行い、より正確な期間損益計算が行えるように検討をしていくことで、あるべき「基本要領」の考え方を考察していくことにする。

2. 中小企業庁による「中小企業の会計」に関するアンケート調査

中小企業庁は、平成14年6月に「中小企業の会計に関する研究会」報告書を公表し、実質的に我が国初の「中小企業会計基準」たる「中小企業の会計」を公表後、平成16年度から毎年「中小企業実態基本調査」を行い、「会計処理・財務情報開示に関する中小企業経営者の意識アンケート」を行ってその調査結果である「中小企業の会計に関する実態調査事業集計・分析結果【報告書】」（以下、「実態報告書」と略す）を公表している。

そこで、ここではこれらの報告書から興味深い項目をいくつか採りあげ、以下に示してみる。（以下の資料は、中小企業庁のHPの中の財務サポート「会計」ページにアップされている資料を参照している。<http://www.chusho.meti.go.jp/zaimu/kaikei/index.html>より）

1) 「中小企業の会計」についての認知度

平成22年度「実態報告書」では下記グラフが示されている。

表1 中小企業の会計の認知度1

【参考】中小企業の会計の認知度（経年比較、補正後）

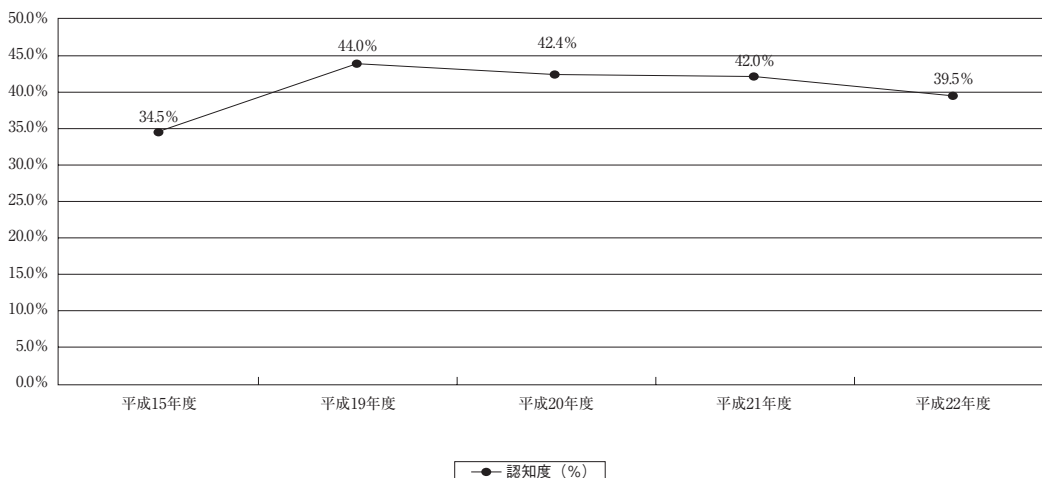
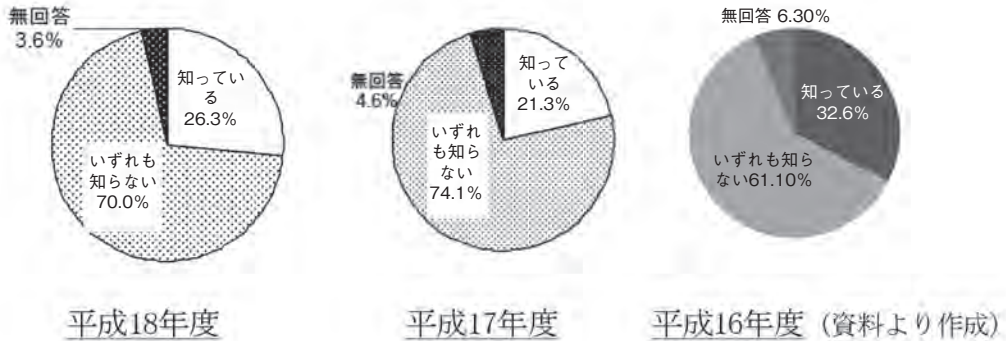


表2 中小企業の会計の認知度2



なお、上記グラフのタイトルに「補正後」とあるように、平成18年度の認知度について、当該「実態報告書」中では、下記円グラフが示すように、認知度は26.3%と示されており、上記グラフの34.5%とは相違している。また、平成17年度および同16年度の「実態報告書」の結果も示しておく。

まず平成24年8月1日時点で行われた平成23年度決算等に関する調査結果では以下のようになっている。

表3 平成23年度調査結果

14. 中小企業の会計に関する基本要領の認知状況（法人企業）

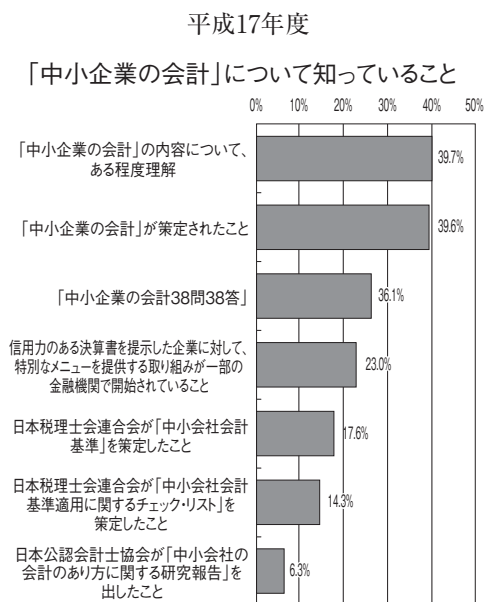
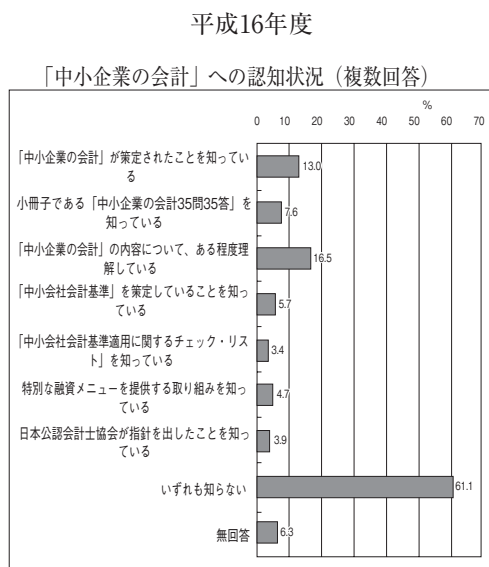
(1) 産業別・従業者規模別表

平成23年度	合計 Total				
	計 Total	5人以上 5 persons or fewer	6～20人 6-20 persons	21～50人 21-50 persons	51人以上 51 persons or more
母集団企業数（社）	1 637 123	1 074 170	370 835	115 316	76 802
「中小企業の会計に関する基本要領」の認知（社）					
「中小企業の会計に関する基本要領」の存在を知っている企業数（社）	503 135	297 808	121 739	46 585	37 003
「中小企業の会計に関する基本要領」の存在を知らない企業数（社）	1 109 207	757 477	244 922	67 540	39 332
NA（無回答）	24 716	18 885	4 174	1 191	467
(構成比)	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%
「中小企業の会計に関する基本要領」の存在を知っている企業数	31.2%	28.2%	33.2%	40.8%	48.5%
「中小企業の会計に関する基本要領」の存在を知らない企業数	68.8%	71.8%	66.8%	59.2%	51.5%

ここでは、調査が行われた平成24年の2月に公表された「中小企業の会計に関する基本要領」を名指ししてその認知度をアンケート調査したと思われるが、「知っている」と回答したのは31.2%となっている。また、従業員人数が多くなればなるほど認知度が上がっていることが分かる。これらの結果からは、「中小企業の会計」に関して何らを知る中小企業のパーセンテージは毎年上がっては来ているが、中小企業庁始め税理士界・公認会計士界また日本商工会議所等の啓蒙活動を行っているが、残念ながらその認知度は未だ過半数に達していない。

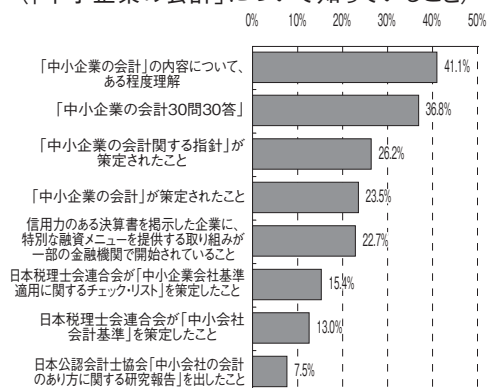
2) 「中小企業の会計」について知っていること

「中小企業の会計」について何を知っているかについての調査結果は下記のグラフの通りである。



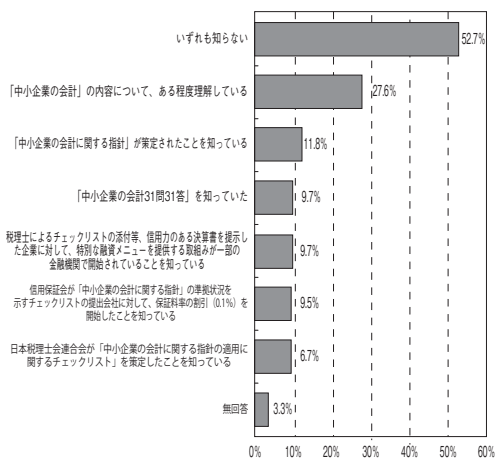
平成18年度

〔「中小企業の会計」について知っていること〕

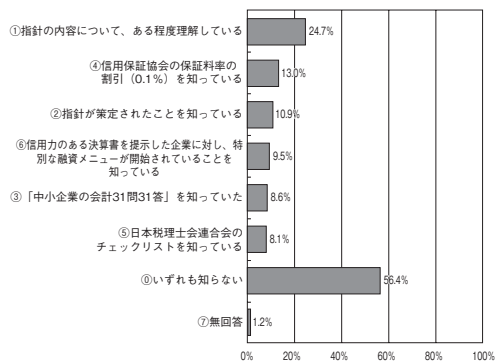


平成19年度

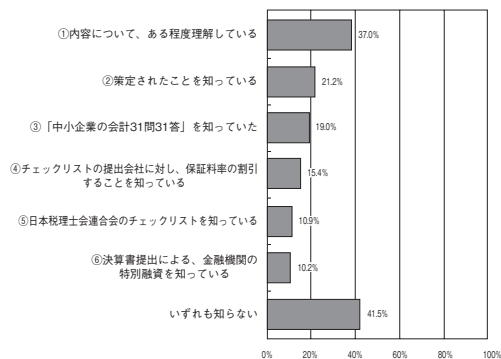
図表4-1-3 (「中小企業の会計」について知っていること) (複数回答)



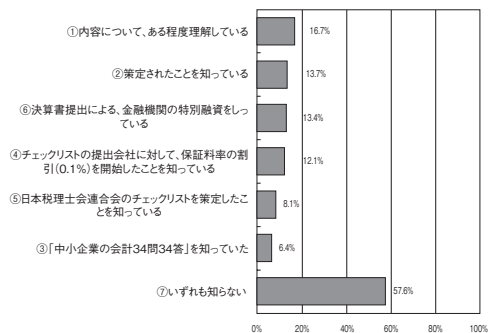
平成20年度



平成21年度



平成22年度



この結果、知っている割合は「ある程度知っている」が最も多い結果を示しているが、「いずれも知らない」と回答したのが50%近い数字を示しているのは残念であり、さらなる啓蒙活動が必要であろう。

3) 経理・財務担当の人員および経理・財務に関する業務分担

経理・財務担当の人員および経理・財務に関する業務分担については、下表のごとくなっている。

表4 経理・財務担当の人員および経理・財務に関する業務分担

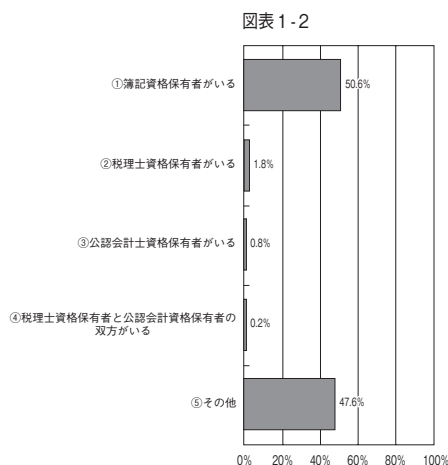
経理財務担当の人員（事業主以外）											%
	H16	H17	H18	H19	H20		H21		H22		
					法人	個人	法人	個人	法人	個人	
0人	3.4	15.3	13.7	9.2	9.0	21.5	3.2	18.2	7.4	15.0	
1人	28.5	56.2	57.2	58.1	59.7	64.4	31.6	73.0	62.3	69.2	
2～5人	59.9	25.6	27.3	30.3	28.8	13.4	58.6	8.4	29.1	15.8	
6～10人	7.1	1.7	1.0	1.0	1.1	0.0	5.7	0.0	0.9	0.0	
11～20人	0.8	0.5	0.3	0.7	0.9	0.0	0.6	0.3	0.2	0.0	
21人以上	0.2	-	-	0.1	0.3	0.0	0.4		0.2	0.0	
無回答	0.1	0.7	0.3	0.5	0.3						

(一部修正)

これから分かるように、圧倒的に1人ないし2～5人の範囲で経理・財務を担当していることが分かる。さらに、平成22年度の調査によると、経理財務担当者は下表のようになっている。

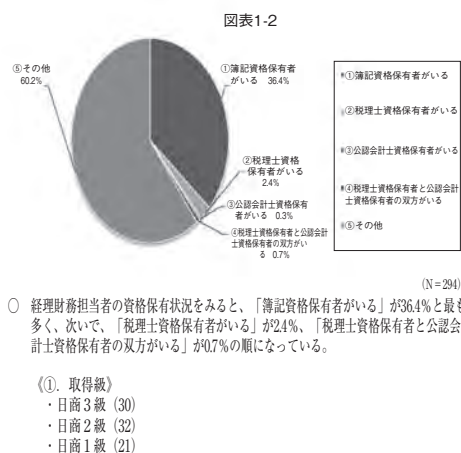
法人

経理財務担当者について



個人

(2) 経理財務担当者の資格保有状況について



このような状況の中で、「経理財務に関する事務を依頼している会計専門家」に関する調査はつぎのようになっている。

表5 「経理財務に関する事務を依頼している会計専門家」の調査

	経理財務に関する事務の状況							%
	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	
					法人	法人	法人	
記帳代行サービス等を活用				1.9	2.2	2.0	6.9	
仕訳伝票を会計専門家に渡し、外注	21.9	42.1	41.5	38.5	43.0	24.7	49.2	
総勘定元帳まで社内、残りの処理と財務申告は外注	21.4	26.2	28.9	26.7	27.1	26.8	20.5	
財務諸表の作成まで一貫して社内で行い、税務申告は外注	45.8	23.7	23.3	25.6	21.8	36.9	19.1	
財務諸表の作成、税務申告まで、一貫して社内	10.0	5.5	4.5	6.0	3.8	8.4	3.8	
その他	0.8	1.9	1.4	0.9	0.8	1.2	0.5	
無回答	0.1	0.6	0.4	0.5	1.1			

この結果を見ると、社内での経理・財務担当者の数が少なくとも、会計処理から財務諸表の作成までは社内で作成し、財務申告については外注していることが圧倒的であることが分かる。また、「経理財務に関する事務の状況」は下表の通りである。

表6 「経理財務に関する事務の状況」

	経理財務に関する事務を依頼している会計専門家について				%
	H19	H20	H21	H22	
税理士	79.8	79.2	80.3	67.3	
公認会計士	17.2	17.7	18.7	10.9	
税理士・公認会計士双方				3.3	
その他	2.0	1.1	1.0	1.3	
無回答	1.0	2.0			
すべて社内で開催している				17.2	

外注は圧倒的に税理士ということであるが、この結果は税金の申告を依頼するのが税理士であることから当然であろう。

4) 「作成した決算書の利用方法」と『「中小企業の会計」に準拠した計算書類の作成状況』について

まず、「作成した決算書の利用方法」の結果は下表の通りである。

表7 「中小企業の会計」に準拠した計算書類の作成状況

	作成した決算書の利用方法について（複数回答）						%
	H16	H17	H18	H19	H20	H21	
					法人	法人	
①過去の売上と利益を比較し推移を確認	88.9	84.1	85.8	86.4	82.3	83.6	
②貸借対照表の借入額の推移を確認	60.6	40.5	48.4	44.2	42.7	45.7	
③売上高経常利益率や自己資本比率等を算出し確認	57.0	36	38.4	37.8	39.8	47	
④適正在庫レベルの把握や収支状況の把握・分析等	51.1	27.1	27.7	30.5	30.7	46.1	
⑤④のような分析に基づき、売上や収支見込みを含む事業計画の策定	52.5	17.5	14.1	21.8	15.2	31.5	
⑥分析は行っていないが、売り上げ等を含む事業計画を策定している	14.5						
⑦その他	1.3	1.7	1.6	2.1	1.4	1.7	
⑧無回答		2.3	1.3	0.6	1.8		

（一部修正、H22は資料ナシ）

圧倒的に損益に関する過去との比較を確認するという「経営成績」の推移に関心があることを示しており、同時に借入額の推移の確認という「財政状態」の推移に関心があることを示している。

つぎに、「中小企業の会計」に準拠した計算書類の作成上に関する調査結果は下表のごとくである。

表8 「中小企業の会計」に準拠した計算書類の作成上に関する調査結果

「中小企業の会計」に準拠した計算書類の作成状況について							％
	H17	H18	H19	H20	H21	H22	
				法人	法人	法人	
①完全に準拠	9.0	106	15.9	14.2	15.9	17.2	
②完全に準拠していないが、保証料割引や金融機関の融資商品を利用	-	-	5.1	2.7	6.8	18.2	
③完全に準拠していないが、主旨を理解し決算書を作成	9.8	8.0	12.6	10.7	22.4	18.9	
④準拠していない	3.7	3.7	3.6	3.7	4.7	2.0	
⑤税理士等に一任しているため分からない	57.2	63.8	55.3	58.6	47.7	43.2	
⑦その他	2.9	1.2	1.3	0.9	2.8	0.3	
⑧無回答	17.4	12.7	6.3	4.9			

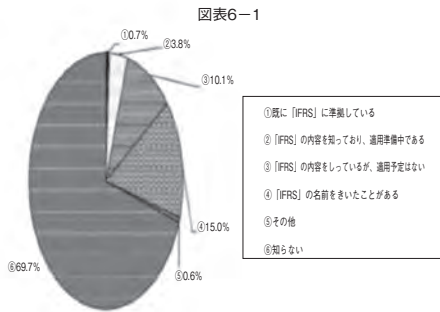
(一部修正、H16は資料ナシ)

残念ながら、「完全準拠度」は20%未満となっているが、徐々にではあるが右肩上がりの傾向を示している。

なお、最近取り沙汰され基本的に上場会社への適用考慮されている IFRS (International Financial Reporting Standards；国際財務報告基準) に関する調査結果については下表のごとくなっている (H21年度版より)。

表9 国際財務報告基準に関する調査結果

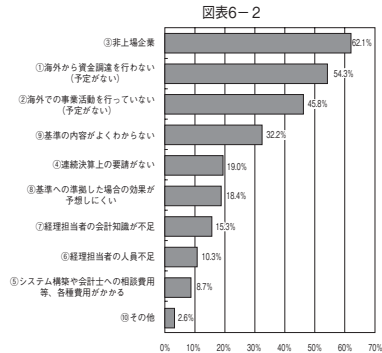
(1) IFRSへの取組状況について



(N=1890)

- IFRSへの取組状況について、「知らない」が69.7%と最も多く、次いで、「IFRSの名前をきいたことがある」が15.0%、「IFRSの内容を知っているが、適用予定はない」が10.1%の順になっている。
- 「IFRSに準拠している」と「適用準備中である」の合計は4.5%に留まっている。

(2) IFRSへの適用しない理由について



(N=816)

- IFRSへの適用しない理由について、「非上場企業」と回答した企業は62.1%と最も多く、次いで、「海外から資金調達を行わない」が54.3%、「海外での事業活動を行っていない」が45.8%の順になっている。

このように中小企業においては、「中小企業の会計」へのIFRSへの適用については否定的な回答が多くなっている。

5) 今後、「中小企業の会計」に対して望むことについて

最後に、「中小企業の会計」に係る基準等について中小企業が望んでいることの調査を見ておこう。

表10 「中小企業の会計」に係る基準等について中小企業が望んでいることの調査

	今後、「中小企業の会計」に対して望むこと			%
	H19	H20	H21	
		法人	法人	
①極力簡便な会計処理とする視点を重視して欲しい	36.6	36.6	34.4	
②上場会社に近い会計処理とする視点を重視して欲しい	2.3	1.7	4.4	
③経営管理にも役立つような会計処理とする視点を重視して欲しい	21.5	24.7	21.9	
④税務と一致した会計基準として欲しい	-	-	21.7	
⑤税務会計で十分である	25.1	26.0	14.7	
⑥その他	1.6	1.1	3.0	
⑦無回答	13.0	9.9	-	

(一部修正)

このような結果となり、「極力簡便な会計処理とする視点を重視して欲しい」が最も多く、これを受けて平成24年2月に「中小企業の会計に関する基本要領」が纏め上げられて公表される結果となったのである。

3. 「中小指針」と「基本要領」の基本概念

「中小指針」と「基本要領」は、中小企業が会社法上の計算書類等を作成するために参照する会計処理や注記等を示すものである。中小企業は、これらが公表される前、財務諸表を税法会計によって作成していた。これは、大企業のように財務諸表を作成する基準（金融商品取引法や財務諸表等規則等）が、中小企業にはなかったためである。

「中小指針」と「基本要領」が公表され、より充実した財務諸表（計算書類等）を中小企業は作成できるようになった。しかし、これらが会社法上に規定される「一般に公正妥当と認められる企業会計の慣行」に該当するのだろうか。また、中小企業の範囲についても触れておきたい。それらを、論じた後に「基本要領」の目的について述べることにする。

(1) 慣行としての「中小指針」と「基本要領」

会社法431条には、「株式会社の会計は、一般に公正妥当と認められる企業会計の慣行に従うものとする」と示されている。これにより、会社法適用会社は一般に公正妥当と認められる企業会計の慣行によって会計行為を準拠しなければならない。「慣行」という意味は、なんらかの事例または事態の処理に際しての行為規範として社会的に承認され、確立されたパターンを意味する⁽¹⁾。ここでいう規範とは、法的な強制力はなく、社会で一般的に認められた事実関係を意味する。

ここで「基本要領」が、一般に公正妥当と認められる企業会計の慣行に従うものになるか考えてみる。会社法計算規則3条には、「…一般に公正妥当と認められる企業会計の基準その他の企業会計の慣行をしん酌しなければならない」と示されている。この、一般に公正妥当と認められる企業会計の基準とは、金融商品取引法により規定されている。金融商品取引法193条では、「貸借対照表、損益計算書その他の財務計算に関する書類は、内閣総理大臣が一般に公正妥当であると認められるところに従って内閣府令で定める用語、様式及び作成方法により、これを作成しなければならない」と規定されている。

金融商品取引法上、一般に公正妥当の判断は内閣総理大臣によって判断されることになる。つまり、一般に公正妥当と認められる企業会計の基準とは、内閣府が公表している財務諸表等規則が該当することになる⁽²⁾。

財務諸表等規則1条2項には、「企業会計審議会により公表された企業会計の基準は、前項に規定する一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に該当するものとする」と示されている。さらに、財務諸表等規則1条4項には、「金融庁長官が、法の規定により提出される財務諸表に関する特定の事項について、その作成方法の基準として特に公表したものがあつた場合には、当該基準は、この規則の規定に準ずるものとして、第一項に規定する一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に優先して適用されるものとする」とされる。

このことから、企業会計原則は、一般に公正妥当と認められる企業会計の基準であることがわかる。企業会計原則は、企業会計の実務の中に慣習として発達したもののなかから、一般に公正妥当と認められたところを要約したものである。「基本要領」は、企業会計原則と類似している内容が多く、上述した内容からも一般に公正妥当と認められる企業会計の慣行であるといえよう。

また、「中小指針」についても、大企業の会計基準をベースに作成していることから上述した一般に公正妥当と認められる企業会計の慣行であるといえる⁽³⁾。

従来、上場企業においては、企業会計原則をベースとして、金融商品会計基準、金融商品取引法等に準拠して財務諸表を作成してきた。一方で、中小企業は、一般に公正妥当と認められる企業会計の慣行がなかったため、税法に準拠した方法により財務諸表が作成されてきた。これを踏まえると、「中小指針」と「基本要領」が公表されたことは、より適切な会計情報を高めることができると期待される。

(1) 武田隆二『新会社法と中小会社会計』中央経済社、平成18年、p.28

(2) 武田隆二『最新 財務諸表論 第11版』中央経済社、平成21年、p.27

(3) 川崎照行「日本の中小企業の会計の変遷」p.8 川崎照行・万代勝信編著『詳解 中小会社の会計要領』中央経済社、平成24年

さらに、「中小指針」が裁判の判決でも用いられていることもあり、その役割は会計情報以外にも大きい⁽⁴⁾。

ここで、日本企業の形態と適用される会計基準を整理してみる。

表11 日本企業の分類と適用される会計基準

区 分	会 社 数	割 合	連 結	単 体
上 場 会 社	約3,900社	0.16%	国際会計基準の 任意適用 日本基準（連結 先行でコンバー ジェンス）	日本基準
①金融商品取引法 適用会社 （上場会社以外）	約1,000社	0.04%		
②会社法適用大会社 （資本金5億円、又は、 負債総額200億円以上）	約10,000社	0.40%	作成業務 なし	中小指針 基本要領
③上記以外の株式会社	約260万会社	99.4%		

出所：中小企業庁「非上場企業の会計基準に関する懇談会 報告書」平成22年8月30日 p.20を参考に作成

表11をみると、我が国では中小企業がほとんどの割合を示している。このことから、「中小指針」と「基本要領」が作成された意義はあるだろう。それでは、これらが適用される具体的な会社形態を整理してみる。

(2) 適用会社

「基本要領」においては、会社法で規定されている特例有限会社、合名会社、合資会社、合同会社及び株式会社（金融商品取引法適用会社と会社法上の会計参与設置会社を除く）が適用される。以下の表で適用会社を整理してみる。

このうち、合名会社・合資会社・合同会社は、会社法上「持分会社」として位置づけられる。株式会社は、基本的には所有と経営の分離が前提であるが、持分会社は所有と経営が一致している。現行上、持分会社は決算公告の義務がないため、株式会社のように毎期、計算書類等の公告をしなくてもよい。つまり、株主総会や取締役会を必ずしも必要としないのである。そのため、経営者の独創的なアイデアにより営業活動を行う企業にとってメリットがあるかもしれない。例えば、西友や全日空ホテルズは合同会社の形態を採用し

(4) 東京地方裁判所平成17年（2005年）9月21日判決（民事第8部／平成16年（2004年（ワ）第17747号）会社が他の会社との間の共同新設分割を機会に、資産及び負債の評価方法を税法基準に変更したことが、継続性の原則に違反して商法（平成17年法律87号改正前）32条2項の「公正ナル会計慣行」に違反するとはいえないとされた事例。

表12 「中小指針」と「基本要領」の適用会社

適用会社	
中小指針	基本要領
1. 特例有限会社	1. 特例有限会社
2. 合名会社	2. 合名会社
3. 合資会社	3. 合資会社
4. 合同会社	4. 合同会社
5. 株式会社（金融商品取引法適用会社並びにその子会社及び関連会社、会計監査人を設置する会社及びその子会社を除く）	5. 株式会社（金融商品取引法適用会社と会社法上の会計参与設置会社を除く）

出所：日本税理士連合会・日本公認会計士協会・日本商工会議所・企業会計基準委員会「中小企業の会計に関する指針（平成24年版）」平成25年2月22日 p.3

中小企業庁・金融庁「中小企業に関する基本要領」平成24年2月1日 p.1 参照

ている。

「中小指針」や「基本要領」は、これらの企業について中小企業と定めており、このような、株式会社や持分会社を対象とするため、報告というよりも経営者に適正な期間損益計算（利益計算）を行えるために存在しなければならないと考える。そう考えると、企業会計原則は、適正な期間損益計算を目的とした基準であるため、その内容を「基本要領」に織り込むことは妥当であろう。

「中小指針」は、報告を重視した側面を有しているため、上記で述べたように中小企業に普及しなかったことがわかる。これを踏まえて「基本要領」の基本概念に触れていくことにする。

（3）シングルスタンダードとダブルスタンダード

「中小指針」と「基本要領」は慣行として成立することがわかった。また、適用会社についてもそれぞれ違いがあることが読み取れた。それでは、双方の会計基準はどのような位置付けにあるのであろうか。

「中小指針」には、「企業の規模に関係なく、取引の経済実態が同じなら会計処理も同じになるべきである」と示されている。この規定から、各会計ルールの設定にあたり会計基準はすべての企業の会計処理上において統一されるべきというシングルスタンダードの考え方を採用している。

「基本要領」については、「複数の会計処理の方法が認められる場合には、企業の実態等に応じて、適切な会計処理の方法を選択適用する」と示され、これに加えて「会計処理の方法が必要になった場合には、企業の実態等に応じて、企業会計基準、中小指針、法人税法で定める処理のうち会計上適当と認められる処理、その他一般に公正妥当と認められる企業会計の慣行の中から選択して適用する」と示されている。このことから、大企業と中小企業は異なる会計基準の存在を認めるべきというダブルスタンダードの考え方を採用

しているのである。

大企業は、資本と経営が分離しているが、中小企業は資本と経営が一致している。そもそも資本は、企業の規模や実態を貨幣的に評価して表現されたものであり、大企業と中小企業では資本の性質が異なるのである。このような観点から、企業の会計基準は大企業と中小企業に区別して考え、企業実態に即した会計処理が求められると考える。

つまり「中小指針」は大企業ベースの会計基準から出発し中小企業向けに会計処理を簡略化した、いわゆるトップダウン・アプローチにより作成された慣行として位置づけられ、「基本要領」は中小企業の実態から検討し、中小企業の固有の会計基準として積み上げられた、いわゆるボトムアップ・アプローチにより作成された慣行として位置づけられる。

同じ中小企業の会計について示した慣行であっても、上述したような考え方の相違がある。「基本要領」に比べて「中小指針」が普及しなかったのは、「中小指針」が大企業ベースの会計基準を簡略化しただけの中小会計基準であったことも事実であろう。

そう考えると、「基本要領」が「中小指針」に比べて普及したのは中小企業の実態に即して作成されていることから当然のことであろう。

松葉邦敏教授は、今後の会計実務について「上場企業を中心とする企業集団と多くの非上場企業とに区別され、前者は連結財務諸表を作成する際には、国際会計基準に準拠して処理され、後者は個別財務諸表の作成にあたって日本基準に準拠して処理される」⁽⁵⁾と述べており、ダブルスタンダードの考え方が必要になってくることを予見している。本稿でもこのダブルスタンダードの考え方を推奨する。

また「基本要領」は、現在の競争市場を勝ち抜くために中小企業の経営力の強化を目的として作成されているため、「基本要領」の目的を踏まえて、中小企業の会計処理を行う上での原則について一度整理する必要がある。

4. 「基本要領」の目的

「基本要領」は、総論・各論・様式集の3部構成となっている。内容は以下に示す。

全体の概要としては、経営者に活用しようと思う会計、利害関係者への情報提供に資する会計、税制との調和、負担最小限の会計という考え方からこのような構成になっている。本稿は、このうち総論を中心に考察していく。

「基本要領」では、「中小企業の多様な実態に配慮し、その成長に資するため、中小企業が会社法上の計算書類等を作成する際に、参照するための会計処理や注記等を示すものである」と示されている。これは、会社法431条の「株式会社の会計は、一般に公正妥当と認められる企業会計の慣行に従うものとする」という規定と、会社法計算規則3条の「…一般に公正妥当と認められる企業会計の基準その他の企業会計の慣行を斟酌しなければならない」という規定から要請されている。また、この考え方の前提には以下のような内容を踏まえている。

(5) 松葉邦敏「わが国の財務会計システムの特徴」『産業経理』、第71巻第3号、産業経理教会、平成23年、pp.9～10

表13 基本要領の構成

	内 容
I. 総 論	中小企業の成長に資すること，会社法上の計算書類の作成を目的とする。
II. 各 論	1. 収益・費用の基本的な会計処理 2. 資産・負債の基本的な会計処理 3. 金銭債権及び金銭債務 4. 貸倒損失，貸倒引当金 5. 有価証券 6. 棚卸資産 7. 経過勘定 8. 固定資産 9. 繰延資産 10. リース取引 11. 引当金 12. 外貨建取引等 13. 純資産 14. 注記
III. 様 式 集	選択適用や「中小指針」との関係を示している。

出所：中小企業庁・金融庁「中小企業に関する基本要領」平成24年2月1日

「1. 中小企業の経営者が活用しようと思えるよう，理解しやすく，自社の経営状況の把握に役立つ会計

2. 中小企業の利害関係者（金融機関，取引先，株主等）への情報提供に資する会計
3. 中小企業の実務における会計慣行を十分考慮し，会計と税制の調和を図った上で，会社計算規則に準拠した会計
4. 計算書類等の作成負担は最小限に留め，中小企業に過重な負担を課さない会計」

それでは，各目的について考えてみよう。

「1. 中小企業の経営者が活用しようと思えるよう，理解しやすく，自社の経営状況の把握に役立つ会計」とは，適正な期間損益計算を行うための経済行為の測定における創設規定であると考えられる。会計において，測定とは，その対象物を貨幣的に評価する行為である⁽⁶⁾。会計において，企業における経済事象を，貨幣的にどのように評価して，どのように記録するかは極めて重要な問題である。なぜなら，企業の実態が，すべて金額によって経営成績と財政状態が明らかになるためである。

(6) 武田隆二，前掲書，p.2

企業の経営成績と財政状態は、一定期間の営業活動の内容が示されると同時に、それを踏まえて今後の方針や反省を、一定時点の状態から整理することが可能になるのである。つまり、経営者が「理解しやすく、自社の経営状況の把握に役立つ会計」とは、企業の利益計算であり、そのためには、企業の経済行為における測定を行わなければならないため、これはそのための創設規定であると考えられるだろう。

これについて万代勝信教授は、「伝統的な企業会計における基本的な考え方、すなわち損益計算書による適正な期間損益計算と、貸借対照表による財政状態の表示を達成するために必要な最低限の会計のルールをまとめたものである」⁽⁷⁾と述べている。

「基本要領」は、この考えに基づいて測定・評価の基準を示している。例えば、損益取引における、収支額基準がそれに該当する。

また、経営の状況を把握するためには、資本取引・損益取引の区別や財務諸表の期間的な比較可能性、健全な財務状況の確保をしなければならない。

企業会計原則の一般原則では、測定について、正規の簿記の原則、資本取引・損益取引の区分の原則、継続性の原則、保守主義の原則により示されている。

「基本要領」については、以下のように示されている。

表14 「基本要領」の原則1

<p>複数ある会計処理方法の取り扱い (経理自由の原則・継続性の原則)</p>	<p>(1) 本要領により複数の会計処理の方法が認められている場合には、企業の実態等に応じて、適切な会計処理の方法を選択して適用する。</p> <p>(2) 会計処理の方法は、每期継続して同じ方法を適用する必要がある、これを変更するに当たっては、合理的な理由を必要とし、変更した旨、その理由及び影響の内容を注記する。</p>
<p>記帳の重要性 (正規の簿記の原則)</p>	<p>本要領の利用にあたっては、適切な記帳が前提とされている。経営者が自社の経営状況を適切に把握するために記帳が重要である。記帳は、すべての取引につき、正規の簿記の原則に従って行い、適時に、整然かつ明瞭に、正確かつ網羅的に会計帳簿を作成しなければならない。</p>
<p>本要領の利用上の留意事項 (資本取引・損益取引の区分の原則)</p>	<p>資本取引と損益取引は明瞭に区別しなければならない。</p>
<p>本要領の利用上の留意事項 (保守主義の原則)</p>	<p>企業の財政に不利な影響を及ぼす可能性がある場合には、これに備えて適当に健全な会計処理をしなければならない。</p>

出所：中小企業庁・金融庁「中小企業に関する基本要領」平成24年2月1日 p.2, 3 参照

(7) 川崎照行・万代勝信編著, 前掲書, p.71

「2. 中小企業の利害関係者（金融機関、取引先、株主等）への情報提供に資する会計」とは、利害関係者に対する報告の創設規定であると考える。

ここでの報告は、企業のすべて取引を記録した会計帳簿から、利害関係者において財務諸表により情報提供をするという意味である。

報告するためには、財務諸表について明瞭表示と適正開示が求められる⁽⁸⁾。明瞭表示とは、利害関係者の判断を誤らせない表示方法であり、区分表示、科目の概観性、総額表示等を行い情報提供することである。適正開示は、財務諸表では十分に読み取ることができない情報について、注記、付属明細書等を用いて開示することである。これは、あくまでも情報提供の方法について示している。投資家や債権者等にとって、それぞれに合致した会計報告をすることは実際にはないため、情報要求者を考慮に入れることは情報開示のあり方を考えるうえでは必要ない⁽⁹⁾。

そこで、財務諸表は、上述した内容を情報提供するために正確な会計帳簿から作成されなければならない。「基本要領」ならば、表14で示した内容を最低限満たしていなければならない。特に「記帳の重要性」は、正確な会計帳簿の作成を要求している。

企業会計原則の一般原則では、報告の原則として明瞭性の原則、単一性の原則が示されており、「基本要領」についても内容は同じである。

表15 「基本要領」の原則2

<p>基本要領の利用上の留意事項 (明瞭性の原則)</p>	<p>企業会計は、財務諸表によって、利害関係者に対し必要な会計事実を明瞭に表示し、企業の状況に関する判断を誤らせないようにしなければならない。</p>
<p>基本要領の利用上の留意事項 (単一性の原則)</p>	<p>株主総会提出のため、信用目的のため、租税目的のため等種々の目的のために異なる形式の財務諸表を作成する必要がある場合、それらの内容は、信頼しうる会計記録に基づいて作成されたものであって、政策の考慮のために事実の真実な表示をゆがめてはならない。</p>

出所：中小企業庁・金融庁「中小企業に関する基本要領」平成24年2月1日 p.3 参照

「基本要領」の目的を測定と報告という面で論じてきたが、これらが目的を達成するためには、真実性の原則と重要性の原則は切り離せないであろう。

企業会計原則と「基本要領」では、同様に真実性の原則と重要性の原則を示している。真実性の原則は、「企業の財政状態及び経営成績について、真実な報告をしなくてはならない」という企業会計の規範的理念である。ある会計行為を記録するときに、経営者や会計の専門家企業の実態に合わせて適切に処理を行う。その時に、会計上では実態に合わせるという行為について、一般に公正妥当と認められる会計諸原則の範囲で行われる。企業の環境や実態が異なり、1つの会計事実には2つ以上の会計処理の原則及び手続きが認め

(8) 番場嘉一郎『詳説 企業会計原則』森山書店、昭和51年、p.30

(9) 同上書、pp.30~31

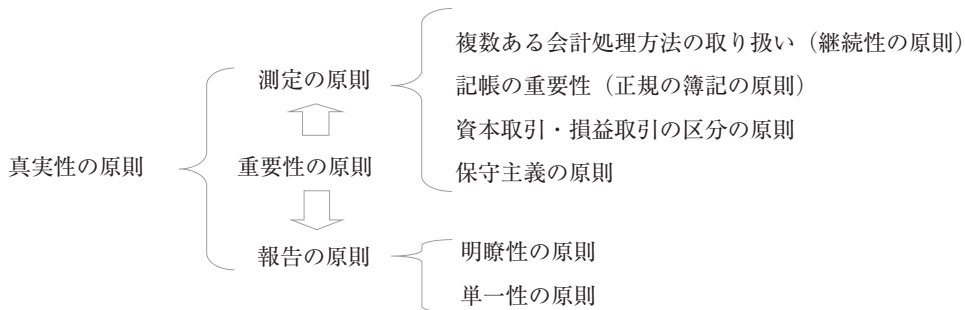
られればその選択適用が行われる。企業の実態に合致すれば、その内容は真実となる。いわゆる相対的真実性が企業会計の規範的な考え方となるのである。

また、番場嘉一郎教授は、「真実性の原則は、会計事実を洩れなくとらえ、適切妥当な会計原則ないし基準と会計専門家の適正妥当な判断を適用してこれを会計帳簿に記録し、これにもとづいて会計報告書を作成することを要求する原則であるという説明をすることもできる」⁽¹⁰⁾と述べている。

しかし、すべての会計事実を厳密に処理するとかえって利害関係者の判断を誤らせる恐れがあるため、重要性の原則を適用し、重要性に乏しいものについては簡便な処理で行うことも認めている。重要性の原則により簡便な処理を行うことも正規の簿記の原則で認められた会計処理であるため、このことから真実性の原則に反しないのである。

ここで上述した、「基本要領」の原則を整理してみる。

図1 「基本要領」の一般原則



出所：武田 隆二『最新財務諸表論 第11版』中央経済社平成21年1月p.102 参照

「3. 中小企業の実務における会計慣行を十分考慮し、会計と税制の調和を図った上で、会社計算規則に準拠した会計」は、従来の、中小企業の会計慣習の実状を踏まえその内容を認めることを示している。

「基本要領」が作成される前は、中小企業会計上の慣行は存在していなかったため、中小企業は法人税法上の会計処理を準拠して行われてきた。万代勝信教授も、「多くの中小企業では取得原価に基づく会計処理が行われており、また、確定決算主義に基づく税務申告が計算書類作成の目的の大きな割合を占めており、法人税法で定める処理を意識した会計処理が行われている」⁽¹¹⁾と述べている。

しかし、企業会計は適正な期間損益計算を目的としており、法人税法は課税の公平という見地から課税所得を計算することを目的としている。そのため、法人税法では、企業の減価償却を任意で適用を認めている。企業会計では、費用収益対応の原則や費用配分の原則という理論から、減価償却を実施しなければ企業の財政状態や経営成績が適切に示すことができないと考えるのである。このことから、「基本要領」の作成された企業会計上

(10) 同上書, p.12

(11) 川崎照行・万代勝信編著, 前掲書, p.72

の意義はあるだろう。

そこで「基本要領」には、当該要領で示されていない会計処理等の取扱いについては、「企業の実態等に応じて、企業会計基準、中小指針、法人税法で定める処理のうち会計上適当と認められる処理、その他の一般に公正妥当と認められる企業会計の慣行の中から選択して適用する」と示されている。

「4. 計算書類等の作成負担は最小限に留め、中小企業に過重な負担を課さない会計」は、中小企業の経理体制を踏まえて規定されたものである。多くの中小企業は経理担当者の従業員が少なく、会計に関する知識も十分ではない⁽¹²⁾。現在、我が国では国際会計基準との調和化が図られているが、中小企業にとっては高度な経理を要することになる。そのため、「基本要領」は国際会計基準との関係を「安定的に継続利用可能なものとする（基本要領を）観点から、国際会計基準の影響を受けないものとする」と規定したのである。

以上のように、「基本要領」は中小企業の実態を踏まえつつ企業会計原則をベースとして、一般原則の規定が示されていることが読み取れた。それでは、「基本要領」に示されている一般原則の規定が、中小企業の慣行として望ましいか考察していく。

5. 「基本要領」における一般原則

まず、企業会計原則と「基本要領」の一般原則の規定を整理する。

「基本要領」において、記帳の重要性（正規の簿記の原則）と複数ある会計処理の取り扱い（継続性の原則）を具体的に述べていることから、この2つの原則が重要であることを示している。これは、中小企業の経理体制が不十分であること、多種多様の中小企業の実態を踏まえたためと考えられる。これは、真实性の原則という規範規定を前提としており、企業会計原則の考え方と合致していることが上述によりわかる。

それでは、企業会計原則では、真实性の原則が先行して規定されているのに対して、「基本要領」は、複数ある会計処理の取扱い（経理自由の原則・継続性の原則）が真实性の原則よりも先行して規定されているのであろうか。

中小企業庁は、平成24年9月に「中小企業の会計に関する研究会 中間報告書（以下「中間報告書」とする）」を公表した。「中間報告書」には、主に中小企業の現状について記載がされており、その内容を示すことにする。

表17から中小企業は、その規模や経済取引等の実態は個々の企業で異なり、大企業と比べて生産性、収益性等のばらつきが大きいなど、総じて、大企業とは異なる属性を有する性質がある。これを会計処理に反映させるためには、経理自由の原則を基準により示す必要があった。

また、中小企業は経理担当者の人数が少なく、経営者や従業員の会計に関する知識も十分ではないため、高度な会計処理に対応できる能力や十分な経理体制を持ち合わせていないことも「中間報告書」に示されている。このことから、基準によって帳簿の記帳の重要性を示さなければならなかったのである。大企業は、中小企業に比べて経理体制は整っているが、取引の規模が大きく複雑になるため、企業会計原則では真实性の原則が先行して

(12) 川崎照行・万代勝信編著、前掲書、p.72

表16 一般原則の比較

一般原則	企業会計原則	「基本要領」
真実性の原則	企業会計は、企業の財政状態及び経営成績に関して、真実な報告を提供するものでなければならない。	企業会計は、企業の財政状態及び経営成績に関して、真実な報告を提供するものでなければならない。
正規の簿記の原則	企業会計は、すべての取引につき、正規の簿記の原則に従って、正確な会計帳簿を作成しなければならない。	すべての取引につき、正規の簿記の原則に従って行い、適時に、整然かつ明瞭に、正確かつ網羅的に会計帳簿を作成しなければならない。(記帳の重要性)
資本取引と損益取引の区分の原則	資本取引と損益取引とを明瞭に区別し、特に資本剰余金と利益剰余金とを混同してはならない。	資本取引と損益取引は明瞭に区別しなければならない。
明瞭性の原則	企業会計は、財務諸表によって、利害関係者に対し必要な会計事実を明瞭に表示し、企業の状況に関する判断を誤らせないようにしなければならない。	企業会計は、財務諸表によって、利害関係者に対し必要な会計事実を明瞭に表示し、企業の状況に関する判断を誤らせないようにしなければならない。
継続性の原則	企業会計は、その処理の原則及び手続きを毎期継続して適用し、みだりにこれを変更してはならない。	(1) 本要領により複数の会計処理の方法が認められている場合には、企業の実態等に応じて、適切な会計処理の方法を選択して適用する。 (2) 会計処理の方法は、毎期継続して同じ方法を適用する必要があるが、これを変更するに当たっては、合理的な理由を必要とし、変更した旨、その理由及び影響の内容を注記する。(複数ある会計処理の取り扱い)
保守主義の原則	企業の財政に不利な影響を及ぼす可能性がある場合には、これに備えて適当に健全な会計処理をしなければならない。	企業の財政に不利な影響を及ぼす可能性がある場合には、これに備えて適当に健全な会計処理をしなければならない。
単一性の原則	株主総会提出のため、信用目的のため、租税目的のため等種々の目的のために異なる形式の財務諸表を作成する必要がある場合、それらの内容は、信頼しうる会計記録に基づいて作成されたものであって、政策の考慮のために事実の真実な表示をゆがめてはならない。	株主総会提出のため、信用目的のため、租税目的のため等種々の目的のために異なる形式の財務諸表を作成する必要がある場合、それらの内容は、信頼しうる会計記録に基づいて作成されたものであって、政策の考慮のために事実の真実な表示をゆがめてはならない。

表17 中間報告書による中小企業の現状認識

1. 中小企業の実態	中小企業は、多種多様な業種・業態の事業活動を行っており、その規模や経済取引等の実態は個々の企業で異なり、大企業と比べて生産性、収益性等のばらつきが大きいなど、総じて、大企業とは異なる属性を有している。特に、中小企業の会計のあり方を検討するにあたって考慮すべきと考えられる。
2. 資金調達	資金調達の方法として、資本市場で資金調達を行うことは殆どない。すなわち、資金調達は、地域金融機関やメガバンクなどの金融機関からの借入れが中心であり、代表者の個人資産の抛出、親族・知人からの借入れ、内部留保の利用も行われているが、第三者に対する新株の発行や起債を行うことは少ない。
3. 利害関係者	中小企業では、その主要株主が取締役であるというように、所有と経営が一致しており、いわゆる同族会社に該当する 경우가殆どである。また、通常、株式には譲渡制限が付されており、株式が第三者間で自由に譲渡され、流通することは想定されていない。利害関係者の範囲は限られ、会計書類等の開示先は、主として、債権者である取引金融機関・主要取引先や株主・従業員、信用調査機関など限定的である。
4. 会計処理の方法	中小企業は、商慣行や会計実務の歴史的経緯を基礎とする会計処理の方法に従っていることが多い。多くの中小企業では、主として取得原価に基づく会計処理が行われている。また、確定決算主義に基づく税務申告が計算書類作成の目的の大きな割合を占め、法人税法で定める処理を意識した会計処理が行われている。
5. 経理体制	多くの中小企業は、その経理担当者の人数が少なく、経営者や従業員の会計に関する知識も十分ではないため、高度な会計処理に対応できる能力や十分な経理体制を持ち合わせていない。

出所：中小企業庁「中小企業の会計に関する研究会 中間報告書」平成24年9月 pp.5～7

規定されたのではないだろうか。

中小企業の実態と経理体制の現状を踏まえたうえで、ボトムアップ・アプローチにより「基本要領」が作成されているのであれば、上記の原則が真実性の原則よりも先行されて規定されたことは妥当であると考ええる。継続性の原則についても、複数の会計処理を自由に毎年変更されては企業の適切な利益計算はできないため、複数ある会計処理が認められる場合の項目に、継続性の原則を規定する必要があるであろう。

ここで、企業会計原則と「基本要領」が一般原則の規定上異なるのは、資本取引・損益取引区分の原則である。企業会計原則は、「資本取引と損益取引とを明瞭に区別し、特に資本剰余金と利益剰余金を混同してはならない」と示している。「基本要領」は剰余金の規定は示していない。「基本要領」に規定されていない内容については、他の会計基準等及び会社法等を参考することになる。剰余金の規定がないのは、上述した会社法規定が1つの要因ではないだろうか。会社法では分配可能額を算定する規定があり、その計算過程

は、剰余金を基礎としながらも資本と利益の剰余金に独自の規定によって計算が行われるため、剰余金の区分が「基本要領」で規定されなかったのではないかと推測できるのである。

ここで、中小企業の「資本（株主資本）」について考えてみると、大会社は資本と経営が分離しているため「資本」は開かれた存在であり、中小企業は資本と経営が非分離であるため、「資本」は閉ざされた存在である⁽¹³⁾。

大会社は、投資家等の側面から資本を考えるが、中小企業は非上場であるから、経営者＝株主という企業形態が多いため現在の株主の持分を側面として考えるのである⁽¹⁴⁾。

中小企業にとってこの資本（株主資本）という概念は、株式会社にとって貸借対照表の純資産（株主資本）の部に、企業の素顔を過去から現在までその一連の流れを構成していることから重要である⁽¹⁵⁾。

企業は、株主が出資した財産から経営を行い、経済的な意思決定や経済行為を経て利益を生み出し、それを肥やしにして次年度へと継続的に成長していくものである。この期首株主資本と期間利益（スタートとゴール）を明確に区分することによって適正な期間損益計算を確保することができるのである。企業会計原則でも適正な期間損益計算を確保するために資本取引・損益取引の区分は規定されている。

「基本要領」においても期間損益計算の会計思考を採るとすれば、資本取引と損益取引の区別する規定は重要性が高いとあってよい。それでは、「基本要領」でいう資本取引と損益取引とはどのような取引であろうか。ここでは、明瞭に区分すると示されているがその取引区分が不明確であるように思える。上述したような、大会社と中小企業の資本の性質は異なるとすれば、「基本要領」においてもその定義ないし解説は必要ではないだろうか。

企業会計原則の考え方からすれば、資本取引は、資本金及び資本剰余金の増減取引であり、損益取引は、収益取引と費用取引から生じた期間利益を計算する取引である⁽¹⁶⁾。しかし、期間利益は最終的に、利益剰余金として振り替えられるが、このような取引が損益取引になるとは考えにくい。企業会計原則の原点となったSHM（Sanders, Hatfield and Moore）会計原則では、「資本を増加または減少させる取引については、収益を増加させるまたは減少させる取引とに区分しなければならず、また、双方の取引が1つの取引として発生する場合、各取引の範囲を明示しなければならない。（Transactions which add to or subtract from capital must be distinguished from those which add to or subtract from revenue, and, where both kinds of change occur in one transaction, the extent of each must be shown.）」⁽¹⁷⁾と示されている。この規定からは、資本金、資本剰余金と期間利益について定めていると考えられるが利益剰余金の積立金等の振り替えによる取引については規定されていない。

企業会計原則・一般原則三では、前段に「資本取引と損益取引とを明瞭に区別」とし、

(13) 高木泰典「中小企業会計基準に関する一考察」『嘉悦大学研究論集』、第53巻第1号通巻97号、平成22年、p.17

(14) 同上書、p.17

(15) 武田隆二『新会社法と中小会社会計』中央経済社、平成18年、p.13

(16) 中村忠『資本会計論 増訂版』白桃書房、昭和50年、p.7

(17) Sanders, Hatfield and Moore, "A Statement of Accounting Principles", American Accounting Association, 1959, p.113

後段に「特に資本剰余金と利益剰余金とを混同してはならない」と示され、資本取引は資本金と資本剰余金増減取引、損益取引は利益剰余金の増減取引を示しているような内容になっているのである。

SHM 会計原則で示しているように、「資本と利益の区別が会計と企業の基本原則であるため、それらの基本的な用語の定義を定めることが望ましい。(Since the distinction between capital and income is fundamental in accounting and in business, it is desirable to set forth working definitions of these terms.)」⁽¹⁸⁾とすれば、資本取引と損益取引の区別は規定した方がよいと考えるのである。

それでは、次に資本取引と損益取引の範囲を考察していきたいがこれはつぎの研究課題とする。

6. 小括

本稿では、中小企業の会計基準、特に一般原則について考察をおこなった。「基本要領」は我が国の企業会計原則をベースに作成されていることから損益計算の会計思考により、期間利益を計算することを目的としている。しかし、企業会計原則と「基本要領」の対象となる企業の範囲は異なるため、双方の一般原則を比較しながら検討した。その結果、中小企業を対象とする「基本要領」の一般原則には、資本取引と損益取引の区分の原則が示されているが、明確な区分規定は記載されていなかった。

中小企業は「基本要領」が公表される前は、法人税法の規定を会計慣行として利用し、同法の会計処理に従い財務諸表を作成していた。法人税法では、繰越欠損金を控除するという政策的な側面から資本取引と損益取引を混合するデット・エクイティスワップ取引を認めているのである。しかし、企業会計上では、正確な期間利益の算定を目的にしているため、資本取引と損益取引を区分しなければならないのである。企業会計では、どのような会計処理が望まれるのかがつぎの研究対象となる。 (続)

(注) 本稿は、1 および 2 を榎岡源一郎が担当し、他はすべて渡邊圭が担当した。

(18) Lbid., p.11

〔抄 録〕

本稿では、中小企業庁は、平成14年6月に「中小企業の会計に関する研究会」報告書を公表し、実質的に我が国初の「中小企業会計基準」たる「中小企業の会計」を発表後、平成16年度から毎年「中小企業実態基本調査」を行い、「会計処理・財務情報開示に関する中小企業経営者の意識アンケート」を行ってその調査結果である「中小企業の会計に関する実態調査事業集計・分析結果【報告書】」から中小企業の実態を把握して、中小企業の会計基準、特に一般原則について考察をおこなった。

「基本要領」は我が国の企業会計原則をベースに作成されていることから損益計算の会計思考により、期間利益を計算することを目的としている。しかし、企業会計原則と「基本要領」の対象となる企業の範囲は異なるため、双方の一般原則を比較しながら検討した。その結果、中小企業を対象とする「基本要領」の一般原則には、資本取引と損益取引の区分の原則が示されているが、明確な区分規定は記載されていなかった。

中小企業は「基本要領」が公表される前は、法人税法の規定を会計慣行として利用し、同法の会計処理に従い財務諸表を作成していた。法人税法では、繰越欠損金を控除するという政策的な側面から資本取引と損益取引を混合するデット・エクイティスワップ取引を認めているのである。しかし、企業会計上では、正確な期間利益の算定を目的にしているため、資本取引と損益取引を区分しなければならないのである。企業会計では、どのような会計処理が望まれるのかがつぎの研究対象となる。